

する者は、様式第十の二による届出書に、当該航空検査技術者が第二十一条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、經濟産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

(製造確認書)

第二十二条 法第八条第五項の製造確認書の様式は、様式第十一のとおりとする。
(製造確認の届出)

第二十二条の二 法第八条第六項の規定による届出を行おうとする者は、様式第十二による届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。ただし、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条の製造確認書の写し
- 二 総組立検査成績表
- 三 重量、重心位置検査表
- 四 地上運転検査成績表
- 五 飛行試験成績表

第三節 修理の方法の認可

(認可の申請)

第二十三条 法第九条第一項の認可を受けようとする者は、修理の事業の区分ごとに、様式第十三による申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 一 修理計画書
 - 二 原材料規格、部品規格、検査方法に関する規格ならびに主たる材料または部品の購入および外注に関する規格の目録
 - 三 工作および検査の各工程における品質確保に必要な作業標準の目録
 - 四 材料および部品の取扱および保管に関する規程
 - 五 各種基準器の精度の維持に関する規程
 - 六 工作および検査の設備の精度の維持に関する規程
 - 七 検査記録に関する規程

(生産技術上の規準)

（生産技術上の規準）

第二十四条 法第九条第二項において準用する法律第六条第二項の経済産業省令で定める生産技術上の基準は、次のとおりとする。

一 航空機の修理は、修理後の強度、構造及び性能に関する目的を達していることを確認した修理計画により行うこと。

二 材料及び部品は、前号の修理計画に適合し、又はその強度、構造、性能及び互換性が前号の修理計画に定める強度、構造、性能及び互換性と同等であることを確認した後に使用すること。

三 工作又は検査の工程、技術及び修理計画画面の管理は、第一号の修理計画に適合する品質についてその均一性を確保するに足ること。

四 工作及び検査の作業は、第一号の修理計画に適合する品質についてその均一性を確保するに足る作業標準により行うこと。

五 別表第三に掲げる作業及び検査は、第一号の修理計画に適合するよう加工後又は検査後の部品の品質を確保することができる技術を有する者が行うこと。

六 別表第四に掲げる作業又は検査は、第一号の修理計画に適合するよう加工後又は検査後の部品の品質を確保することができる性能を有する設備を使用して行なうこと。

七 検査の設備は、別表第五に掲げる基準器であつて適当な精度を有するものによる検査により、所要の精度を有することを確認した後に使用すること。

八 航空機の修理に用いる材料及び部品は、及び、傷、変形、変質等の欠陥を生じないよう、かつ、異った種類の材料若しくは部品又は検査で不合格となつた材料若しくは部品が混入しないように管理すること。

九 材料若しくは部品を購入したとき、又は材料若しくは部品の工作及び検査を外注したときは、前五号の規定に適合する方法により工作及び検査が行われたことを確認すること。ただし、その材料若しくは部品に産業標準化法第三十条第一項の規定による日本産業規格に該当するものであることを示す表示が付してあるときは、この限りでない。

(航空検査技術者の選任)

(航空検査技術者の選任)

第二十六條 航空機の修理に係る許可事業者は、法第十条第二項において準用する法第八条第二項の規定により航空検査技術者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十九条第一項の確認をさせる航空検査技術者を選任するときは、第二十一条第一号に定める者を選任しなければならない。

(航空検査技術者の届出)

第二十七条 法第十条第二項において準用する法第八条第二項の規定により航空検査技術者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十九条第二項による届出書に、当該航空検査技術者が第二十一条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、經濟産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合につきては、当該書面の添付を省略することができる。

(修理確認書)

第二十八条 法第十条第二項において準用する法第八条第五項の修理確認書の様式は、様式第十九条のとおりとする。

(修理確認の届出)

第二十九条の二 法第十条第二項において準用する法第八条第六項の規定による届出を行おうとする者は、様式第十二による届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条の修理確認書の写し

二 総組立検査成績表

三 重量、重心位置検査を行いう場合にあつては、当該重量、重心位置検査表

四 地上運転検査を行いう場合にあつては、当該地上運転検査成績表

五 飛行試験を行う場合にあつては、当該飛行試験成績表

第四章 航空機用機器

第一節 製造の方法の認可

(認可の申請)

第二十九条 法第十一条第一項の認可を受けようとする者は、事業の区分または事業の種類ごとに、様式第十三による申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 組立図面、図面目録および設計計画要領書ならびに当該申請に係る航空機用機器が航空機用原動機である場合にあつては性能計算書その他の設計上の計算に関する書類

二 試作機器の試験に関する書類

三 試作機器の試験に関する書類
規格ならびに主たる材料または部品の購入および外注に関する規格の目録
四 工作および検査の各工程における品質確保に必要な作業標準の目録
五 材料および部品の取扱および保管に関する規程
六 各種基準器の精度の維持に関する規程
七 工作および検査の設備の精度の維持に関する規程
八 検査記録に関する規程
九 前六号に掲げるもののほか、品質管理の方針、組織その他品質管理に関する重要事項
前項第一号の設計上の計算に関する書類または同項第二号の書類を添付することが著しく困難であるときは、同項の規定にかかわらず、その添付することが困難である書類に代えて、製造しようとする航空機用機器がその強度、構造および性能に関する目的を達していることを証する書面を添付することができる。
第二項の規定にかかるわらず、航空法第二十条第一項の規定による認定を受けた者は、第二項第五号から第九号までの書類に代えて、同条第一項の規定による認可を受けた業務規程を添付することができる。
(製造方法の認可の適用除外)
第二十九条の二 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる航空機用機器の製造をする場合とする。
一 脚支柱又は着陸緩衝装置
二 車輪
三 航空交通管制用自動応答機
四 レーダー¹
五 発電機
六 令第二条第七号に掲げる航空計器
七 空気調和装置用機器
八 航法用電子計算機
九 レーザージャイロ装置
(生産技術上の基準)
第三十条 法第十一条第二項において準用する法律第六条第二項の経済産業省令で定める生産技術上の基準は、次のとおりとする。
一 航空機用機器の製造は、試作機器に関する試験により、強度、構造及び性能に関する目的を達していることを経済産業大臣が確認した設計により行うこと。

二 材料及び部品は、前号の設計に適合し、又はその強度、構造、性能及び互換性が前号の設計に定める強度、構造、性能及び互換性と同等であることを確認した後に使用する。三 工作又は検査の工程、技術及び設計図面の管理は、第一号の設計に適合する品質についてその均一性を確保するに足るものであることを。四 工作及び検査の作業は、第一号の設計に適合する品質についてその均一性を確保するに足る作業標準により行うこと。

五 别表第三に掲げる作業及び検査は、第一号の設計に掲げる作業及び検査は、第一号の設計に適合するよう加工後又は検査後の部品の品質を確保することができる技術を有する者が行うこと。

六 別表第四に掲げる作業又は検査は、第一号の設計に適合するよう加工後又は検査後の部品の品質を確保することができる性能を有する設備を使用して行なうこと。

七 検査の設備は、別表第五に掲げる基準器で別表第五に掲げる基準器で、第一号の設計に適合するよう加工後又は検査後の部品の品質を確保することができる性能を有する設備を使用して行なうこと。

八 航空機用機器の製造に用いる材料及び部品は、さび、傷、変形、変質等の欠陥を生じないよう、かつ、異った種類の材料若しくは部品又は検査で不合格となつた材料若しくは部品が混入しないよう管理すること。

九 材料若しくは部品を購入したとき、又は材料若しくは部品の工作及び検査を外注したときは、前五号の規定に適合する方法により工作及び検査が行われたことを確認すること。ただし、その材料若しくは部品に産業標準化法第三十条第一項の規定による日本産業規格に該当するものであることを示す表示が付してあるときは、この限りでない。

第三十一条 削除 第二節 製造証明等

(生産技術上の基準)
第三十二条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める生産技術上の基準は、次のとおりとする。
一 その航空機用機器が第三十条の生産技術上の基準に適合する製造の方法により製造されたものであること。
二 その航空機用機器が経済産業大臣の確認した設計に適合するものであること。

第三十三条 法第十二条第二項において準用する法第八条第五項の製造証明書の様式は、様式第十四のとおりとする。

(製造証明書)
第三十四条 法第十二条第二項において準用する法第八条第二項の規定により航空検査技術者(航空検査技術者の届出)
第三十五条 法第十二条第二項において準用する法第六条第二項の経済産業省令で定める生産技術上の基準は、次のとおりとする。

一 航空機用機器の修理は、修理後の强度、構造及び性能に関する目的を達成していることを確認した修理計画により行うこと。
二 材料及び部品は、前号の修理計画に適合し、又はその强度、構造、性能及び互換性が前号の修理計画に定める强度、構造、性能及び互換性と同等であることを確認した後に使用すること。

三 工作又は検査の工程、技術及び修理計画図面の管理は、第一号の修理計画に適合する品質についてその均一性を確保するに足るものであることを。

二 完成検査成績表(使用制限の適用除外)

(生産技術上の基準)
第三十六条 法第十二条第二項において準用する法第八条第六項の規定による届出を行おうとする者は、様式第十四の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条の製造証明書の写し

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条の製造証明書の写し

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

六 完成検査成績表

七 完成検査成績表

八 完成検査成績表

九 完成検査成績表

一 完成検査成績表

二 完成検査成績表

三 完成検査成績表

四 完成検査成績表

五 完成検査成績表

げる航空機及び航空機用機器（統合表示装置を除く。）の製造又は修理に関する研修科目（法及びその附屬法令に係る研修科目を除く。）。三 大学等において計測工学又は応用物理学を専修して卒業した者にあつては、別表第六に掲げる飛行指示制御装置の製造又は修理に関する研修科目（法及びその附屬法令に係る研修科目を除く。）

(事務) 第三十七条 令第四条各号に規定する経済産業省令で定める事務は、別表第七に掲げるとおりとする。

(指名) 第三十八条 経済産業大臣は、法第十六条の規定により航空工場検査員を法第十五条第二項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者をいいう。以下同じ。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。

2 前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上三分身を写した縦三十ミリメートル、横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指名の欠格事由) 第三十九条 次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。

一 精神の機能の障害により航空工場検査員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者

二 法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者（前号に該当する者を除く。）

四 第四十一条第二号から第四号までの規定により指名を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

(被指名者証の交付) 第四十一条 経済産業大臣は、第三十八条第一項の規定により指名をしたときは、その指名を受けた航空工場検査員に様式第十六による被指名者証を交付する。

(指名の取消および職務の執行停止) 第四十二条 経済産業大臣は、第三十八条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員が左の各号の一に該当するときは、その指名を取り消し、または一年以内の期間を定めてその職務の執行の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第一号または第三号に該当するに至つたとき。

二 法または法に基く命令の規定に違反したとき。

三 不正の手段により指名を受けたとき。

四 職務を行うにあたり不当な行為または重大な過失があつたとき。

五 疾病、転任その他の理由により職務を行うことが特に不適当であると認められるとき。

(被指名者証の携帯) 第四十三条 法第十七条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならぬ。

(第六章 雜則)

(証票) 第四十四条 次の各号に掲げる申請又は届出は、様式第十七の通りとする。

(経由等) 第四十五条 法第十七条第一項の証票の様式は、様式第十七の通りとする。

(経由等) 第四十六条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該申請に係る工場（法第二条の六第二項第五号の事項の変更の許可の申請にあつては、変更後の工場。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

一 法第二条の三第一項の申請書及び同条第二項の申請書

2 前項の規定により指名を受けた航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けるために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができない。

(第五十一条) 第五十一条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、関係人に通知するものとする。

2 審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に替えることができる。

(第五十二条) 第五十二条 意見聴取会においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、議長が記名押印するものとする。

一 事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名

五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

六 出席した参考人の住所及び氏名

七 陳述の要旨

(八 証拠が呈示されたときには、その旨及び証拠の標目) 第五十三条 審査請求人、参加人若しくは第四十条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

(第五十四条) 第五十四条 次の各号に掲げる書類の提出について、当該書類に記載すべきこととされていることは、当該書類に記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行なうことができる。

一 法第二条の三第一項の申請書及び同条第二項の事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類（第六条第四項第四号に掲げる定款を除く。）

二 第九条又は第十四条の二の届出書

三 第十条第一項の申請書及び同条第一項各号に掲げる書類

四 第十二条第一項の申請書及び同条第一項に掲げる添付書類

五 第十二条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類

六 法第三条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類

七 第十七条第一項の届出書

八 第十八条第一項の届出書

九 第十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の証する書面又は第二十三条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類

十 第二十一条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三二条の三の届出書

十一 第二十二条第一項又は第二十八条の二第一項の届出書

十二 第二十二条第一項各号に掲げる添付書類

十三 第二十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三二条の三の届出書

十四 第三十三条の二第一項の届出書

十五 第三十八条第二項の申請書

(九 前各号に掲げる事項のほか、意見聴取会の経過に関する主要な事項) 第五十五条 法第二十一条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十号）第十二条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

(第四十六条) 第四十六条 議長は、前条の意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示する。

(第四十七条) 第四十七条 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

(第四十八条) 第四十八条 利害関係人（参加人を除く。以下第五十三条において同じ。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

(第四十九条) 第四十九条 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させるものとする。

2 審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に替えることができる。

(第五十条) 第五十条 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

(第五十一条) 第五十二条 意見聴取会においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、議長が記名押印するものとする。

一 事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名

五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

六 出席した参考人の住所及び氏名

七 陳述の要旨

附 則 (平成二十九年六月九日経済産業省)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日経済産業省令第二十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日経済産業省令第二十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日経済産業省令第三号)

この省令は、改正前の航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第六十二号）の公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日経済産業省令第三号)

この省令は、航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第六十二号）の公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日経済産業省令第三号)

この省令は、改正前の航空機製造事業法施行令の二条の二、第二十六条又は第三十二条の二の規定により選任されている航空検査技術者は、改正後の航空機製造事業法施行規則（以下「新省令」という。）第二十一条の二、第二十六条又は第三十二条の二の規定にかかるわらず、新省令の施行の日以降引き続き、航空検査技術者であるものとは、許可事業者は、改正前の航空機製造事業法施行令の二並びに第三十六条及び別表第六の規定により航空検査技術者に選任することができる。

附 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第三号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月一八日経済産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」と

様式第2 (第9条、第14条の2関係)

いう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第三二号)

この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第六三号)

この省令は、令和五年六月九日から施行する。

様式第3 (第10条関係)

この省令による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第六三号)

この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第4 (第10条関係)

この省令による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第六三号)

この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第4 (第111条関係) (印の場合は、印を捺すもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの)

□監査報告書

年 月 日

経営者大団
期

申込者 各会社を有するよりの会社などに
個人として有する会社の代表者の名前

下記の通り監査報告書(監査・検査)の件を立てて、監査報告書監査法第3
条第1項の規定により、別途監査を立てて、申告します。

監査・検査の名 称
監査・検査の内容 のうちの点
工場の所在地
監査が行なう事 業
備考

1. ①印の欄には、記載しないこと。
2. 「新設・増資・改組」をする物の設備の概要および能力別の表」の欄
は、別途記述することとする。
3. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第5 (第112条関係) (印の場合は、印を捺すもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの)

□監査報告書

年 月 日

経営者大団
期

申込者 各会社を有するよりの会社などに
個人として有する会社の代表者の名前

下記の通り監査報告書(監査・検査)の件を立てて、監
査報告書監査法第3条第1項の規定により、別途監査を立てて、申告します。

移動する理由
移動の理由のうち の何年間
移動若手の移 動の理由のうち の何年間
監査が行なう事 業
備考

1. ①印の欄には、記載しないこと。
2. 「新設・増資・改組」する物の設備の概要および能力別の
表」の欄は、別途記述することとする。
3. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第6 (第113条関係) (印の場合は、印を捺すもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの)

□監査報告書

年 月 日

経営者大団
期

申込者 各会社を有するよりの会社などに
個人として有する会社の代表者の名前

下記の通り監査報告書(監査・検査)の件を立てて、監査報告書監査法第3
条第1項の規定により、別途監査を立てて、申告します。

■業の種類
工場の所在地

備考

1. ①印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第7 (第117条関係) (印の場合は、印を捺すもの・手書きのもの・手書きのもの・手書きのもの)

□監査報告書

年 月 日

経営者大団
期

申込者 各会社を有するよりの会社などに
個人として有する会社の代表者の名前

下記の通り監査報告書(監査・検査)の件を立てて、監査報告書監査法第3
条第1項の規定により、別途監査を立てて、申告します。

某事業の内容
某事業の内容
監査が行なう事 業

備考

1. ①印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第11（第22条、第28条関係）（第22条の2、第28条の2による登録）

登記者名（姓氏）	登記者（登記）種別
二種名及び商号	
業種の区分	
航空機の型式	製造（登記）番号
登記機関の登記事務所	
航空器登記（登記）番号	
製造（登記）機関の登記	
製造（登記）機関の登記	
上記の航空機は、日本を受けた船積（運送）方法により製造（登記）され たもので、本登記は、前記登記事務所登記（登記）の登記（登記）の後、本登記 により、確認します。	
年月日 航空機登記者 氏名	
備考：用紙の大きさは、日本基準規格A4とすること。	

様式第12（第22条の2、第28条の2による登録）（第22条の2、第28条の2による登録）

登記者名（姓氏）	登記者（登記）種別	年月日
二種名及び商号		
業種の区分		
航空機登記（登記）番号		
登記機関の登記		
航空器登記（登記）番号		
製造（登記）機関の登記		
登記機関の登記		
登記機関の登記		
上記の機械は、販売しないこと。 2 用紙の大きさは、日本基準規格A4とすること。		

様式第13（第29条、第34条関係）（第29条の2による登録）（第34条の2による登録）

登記者名（姓氏）	登記者（登記）種別	年月日
二種名及び商号		
業種の区分		
航空機登記（登記）番号		
登記機関の登記		
航空器登記（登記）番号		
製造（登記）機関の登記		
登記機関の登記		
登記機関の登記		
上記の機械は、販売しないこと。 2 航空機登記事務所登記（登記）を兼ねて販売する船舶に付与する登記料金 を支払うこと。 3 「製造（登記）」の方欄には、登記料金を記入することである。 4 用紙の大きさは、日本基準規格A4とすること。		

様式第14（第33条関係）（第33条による登録）（第33条による登録）

登記者名（姓氏）	登記者（登記）種別
二種名及び商号	
業種の区分	
航空機登記（登記）番号	
登記機関の登記	
航空器登記（登記）番号	
製造（登記）機関の登記	
登記機関の登記	
登記機関の登記	
上記の機械は、販売しないこと。 2 航空機登記事務所登記（登記）の登記による検査 に付与する登記料金を支払うこと。 3 年月日 航空機登記者 氏名	
備考：用紙の大きさは、日本基準規格A4とすること。	

様式第14(第5回開催)					
電磁的記録装置の提出書					
<table border="1"> <tr> <td>企画番号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		企画番号	年	月	日
企画番号	年	月	日		
<p>申請者 長谷川はるか(姓)個人にあつては、その 代表者の名前</p>					
<p>機械工具会社名 住 倉</p>					
<p>機械構造の概要と特徴を記述せよ。 本機は電動機を駆動するモーターと、それを回す回転子の間に接続して、主に車両用として販売する。この機器は、車両の運転操作により、車両の速度を感知し、それをもとに車両の走行距離を測定する。また、車両の運転操作により、車両の速度を感知し、それをもとに車両の走行距離を測定する。</p>					
<p>1. 電動機の駆動による車両の走行距離を測定する。</p>					
<p>2. 車両の運転操作により、車両の速度を感知する。</p>					
<p>参考 稽査の際の質問に備え、適切に答える。</p>					

別表第四（第二十条、第二十四条、第三十条、第三十五条関係）

三十五条関係

別表第五（第二十条、第二十四条、第三十条、第三十五条関係）

放射線探傷検査

磁気探傷検査

熱処理作業（自動温度調整装置付熱処理設備を用いるものに限る。）

けい光探傷検査

シーム溶接作業

フレンジュバット溶接作業

点溶接作業

別表第七 (第三十七条関係)	ガスタービン 発動機 制御装置	置 シヨ スミ ンツ ンシ ヨミ
ガスター ビン發動機 修 修 (性能、操作性、構造、材料又は部品 調達、組立、検査等)	回転翼航空機用トランスマッショ ンに関する研修 (性能、操作性、構造、材料又 は部品調達、組立、検査等) 航空に関する概論 (法及びその附属法令、 航空力学の基礎等)	

置制発トガ 御動ビス 装機ンタ ヨミ	ンツン用 シストラ 程の設計、管理、改善等に関する事務
	ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に 関し、一定水準以上の品質を確保するための製 造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に 関する事務